

(新)

業 務 委 託 契 約 書

[略]

(前払金)

第11条 契約者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律 第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と頭書の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払をこの契約締結の日から30日以内に契約担当者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 契約担当者は第1項の請求があったときは、請求があった日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。

4 契約者は、契約が解除になったときは、契約が解除となった日から30日以内に前払金を返還しなければならない。

5 契約担当者は、契約者が前項の期間内に前払金を返還しないときは、その未返還額につき、遅延日数に応じ佐伯市契約規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

[略]

(旧)

業 務 委 託 契 約 書

[略]

(前払金)

第11条 契約者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律 第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と頭書の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払をこの契約締結の日から30日以内に契約担当者に請求することができる。

-
-
-
- 2 契約担当者は前項の請求があったときは、請求があった日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 契約者は、契約が解除になったときは、契約が解除となった日から30日以内に前払金を返還しなければならない。
 - 4 契約担当者は、契約者が前項の期間内に前払金を返還しないときは、その未返還額につき、遅延日数に応じ佐伯市契約規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

[略]